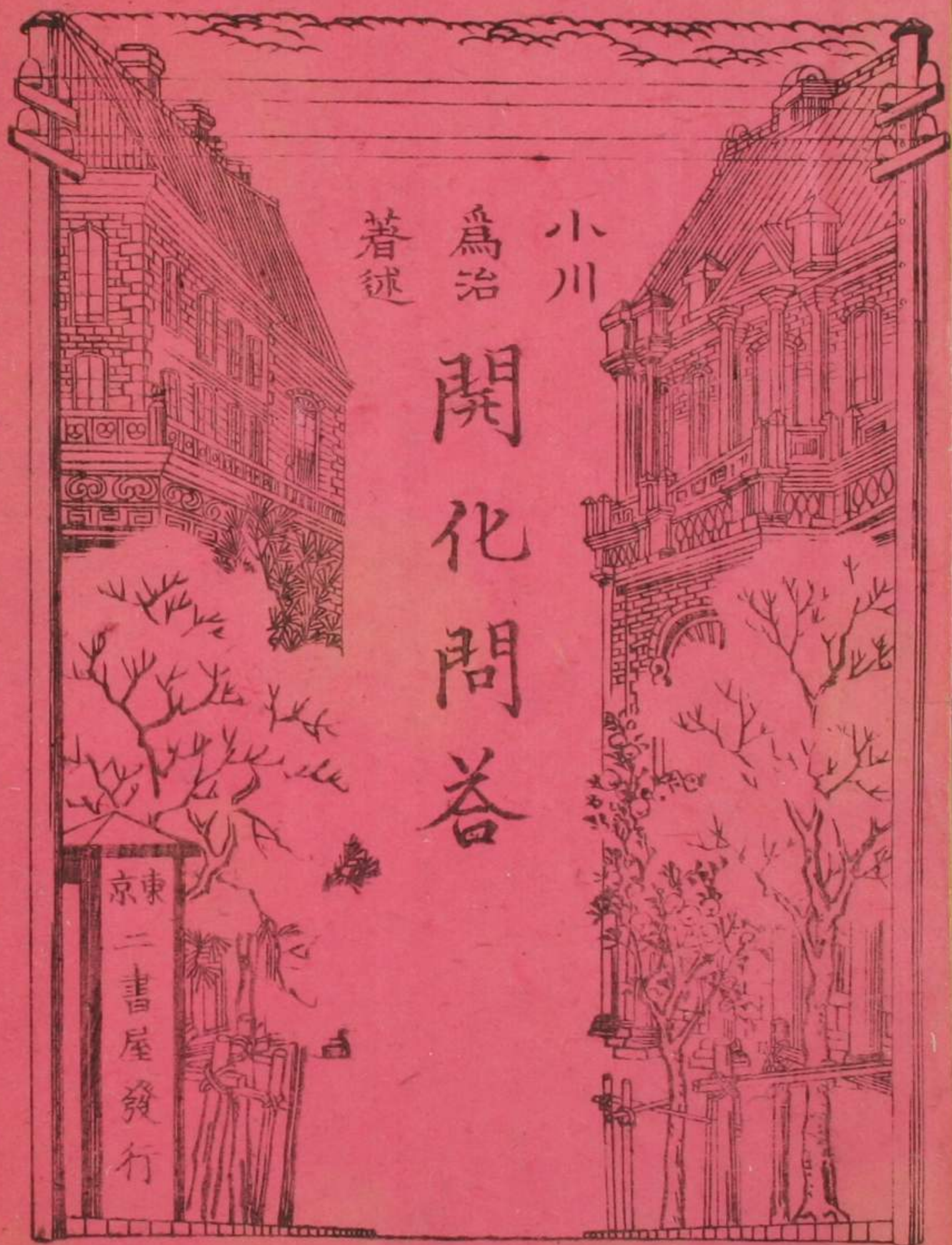


門外 4110 卷 1



小川 爲治 著述

開化問答



其光の塵を消一字を照りて而して去れば
疑ふ其の大小怪見怖色棄つるに其の棄つ
時其の疑ふがらむるがらみは其の疑ふがらむる
五部 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
縦一 横一 胡處子 通ふとて 互に怖 吾色は作し
て去れば 花より 出た 意 澄み 此より 較る 其果元
其此替はして 具是取る 其別 其人也 今也 明

天子至地乃分道小則至以正夫の政を施
以實の蒼生の事補と謂ふ通し然りる事
世との細民亦何着懐を固守し恒習を粘
著する事何に故ふ一政を行むてを成守する方
ありて下を驚おそる者鮮し一驚おそる者鮮
し怖れを驚おそる鮮し一驚おそる者鮮
然るの極勢然れを畏言する起り治水
の事日以起る其地の地春此制を以て

たの者至血税の事正以て其の理を
則新氏の眼孔を其の極を愛心の如く
之を以て其の真の理を遠くする事能
と何に由る然らば民の愚蒙は多し然ら
ば其の理を其の事能くする事能くする事
貴きこと正夫の政の徳の如く其の事能
人其れを其の徳の如く其の事能くする事
孰れもその理を其の事能くする事能くする事

哲士之入也其誠人乎此儒道也
年之序序在興一為首成基
下之樂一夏之年之新氏年之
美者之此究性勢之通一之禮舊
平之開治郎之其此深治也其
遂之志小冊多錢策之可以新
嗚呼秘人此惡是也其意多其美也
人若志之石之能守之也 書以於此

易辭一海中之古此識之記を深多須
則一在治郎此香を深し厚く焦し
以之文舊平の考不難一を好む其の名を
得る可也其立所ら守也

明治七年一紀元第一此後二日玉
虹之屋の橋一と後小川為治

明心門答
卷上



伊勢山田
河崎町

目録

- ① 藩を廢し府縣を置せしむる問答
- ② 門閥を廢し四民を混一せしむる問答
- ③ 全國より兵士を募問答
- ④ 租税の問答
- ⑤ 外國交際の問答
- ⑥ 學問の問答
- ⑦ 衣食住の問答
- ⑧ 鐵道傳信機の問答

小川為治著述 開化問答卷上

一 舊平

ナレト 岡次郎君當付の事ハ一向僣民令去りません
 何故と云ふは先年公方様が治政事を天子様へ啓上
 せされ天子様が治自今より天下の治政事をなさるやうに
 なり外たかゝり萬事皆一の仕来りす 働ひ古風を守
 て芽出度治律すふなむと云ふと思へ 居外た小思の外世
 乃中の事がまゝで昔一乃丸をやく 第一大名といふは

封建の諸國へ縣とよそのが出来知事とよそのが
 此れ支配をせしむトト昔より代官と同様に
 率ておぶる僕か或先生少外とよそ是迄大名を置
 け封建とよそ漢土乃聖人の世といふ周の代杯も矢張封
 建乃政治とよそ封をせしむる封建を自然に君と百
 姓を同様に親しく且代々世襲の主君が此れ國を治る
 土地の風俗をもつて又自分の所持乃物とよそ
 かのつら仁政を行ふやうなる事せられふひき及代
 官を置る百姓を安んずる郡縣とよそ昔より秦の始皇

帝といふ暴悪乃人々の政事のつらかれ
 て代官をえらびその土地へつかはせ急土地の風俗も
 且人間の情とよそ誰も田舎も百姓を世話をす
 り都へ出づ其官小昇りなきとよそ心がある急政事を行
 ふも俗よりつきわけ物も入り只法上乃國をよ
 くならしむ慢小百姓を虐げ運上をえよる工夫乃
 すれされ下る乃松浪ハつらおろぬまを
 べきゆえ昔より國を治る小を封建乃方がよる
 一郡縣ハ大害あることたとは治せられぬが成程僕

の愚案より一寸考へても元公方様乃時代活代實支配
乃百姓より大名の知行所乃百姓の方が萬事寛裕
ふくもこの氣樂の程見え外とされ天子様が大名
を廢し縣を法置なきはとて秦乃始皇の真似を
おき給りけりて終つて下は若乃難波りなるはかと
覺え外

関次郎

なるもど舊平人足下乃法疑ひを内むておがれ僕も
一時はさやうなり思ひ外とゆゑあるは生小就くみれを

質しきことと詔が先生の法話ふこと封建をよ
杯より漢土乃堯舜三代たは周の代だのと引事
みすれを世の腐き儒者乃箒の上下死言ふがど
がらされい漢土も漢の世より以来今乃清朝小至
るまでミな郡縣の政治をきき其れ問漢乃王莽が
宋の王安石だるといふ人物の今の腐き儒者同様育
替ふ三代だの周乃代だのとつて其割を真似た
人等ておがれされども郡縣をのりて廢止するは
出来ぬといふは畢竟封建より萬事都會のよきと云は

が何れゆゑでござれさて今乃封建を以て一人を
 なんでも漢土の昔の事ハいふときやうに思ひま
 乃者様を見れば又それ大本を知らぬやうでござれ先
 世界萬國も太古をたゞせば皆今の蝦夷乃松ふく
 何きも蛮野の風俗であき名きりやうなれば仲間ふ
 ハ自然と衆人の帰服する商長がありて一群
 乃支配を以て商長乃上ふを又商長が何れも強人と
 一郷一國を自由なれば勢でござれ外とされが即封
 建のそとのふて封建はちやうと野蠻乃風習で

ござれそれゆゑ世界乃國々皆を以てけちやうめハ封建
 乃政體ふくされハ今乃蝦夷をもてめ亞弗利加乃
 土人杯の風俗を見てもそのるとしてござれ日本
 天子様とりふハ天照皇大神官様の法未あやうされ世の
 人民を治るは人々が為り此皇國へ法降りおなり
 ほとふやうなれば頃ハあつても法通り存し商長
 がありてその仲間の賞罰を掌りてありて神武
 天皇様の時よりされ政事を天子様法一人乃手へ悉
 く引受け存しおの時命令子後ハざれ長體彦の

如きものハ皆誅罰せしむ一さまでどぎれおれより活
代々強多々天智天皇様の又後唐朝乃郡縣の制
度を法後一なるれ善美を盡しるる法政事を行ひ
たまひ一なりさおふ太平がななくはげと上下とも自
然り遊惰ふなり色ころ縁故とぞだん々天子様の
法威光り薄くなり終小源の頼朝も總追捕使と
役を法許りなり外とサアおれり天子様ハあれども
なきが如く武家乃威勢ハ追々盛りなり来り
たよとふさりおの死後醍醐天皇様乃時天子様の法

威光が武家より移り一事を法憤りなされ北條高時
を亡り一度ハ天子様の法政事におこえ一なりたれ
や賞罰乃當らざれよりまじ騷亂を醸し強小足利尊
氏乃為り天下を奪り免らきたまやでさおれさりなり
天子様が足利將軍ハ日本國を法譲りなされ一はけ
ハやく勢ひ止むとて得ず法政事の權ハ足利氏
へ移り一さやふさや天子様と足利將軍ハ矢張主君と
家来ておごりお譬へくつさ主人が柔弱ゆゑ番頭が一
家を支配する様やおものさや唯濟ゆいよと天子

様より於此役義を別段仰付らまじし事ありしに
 理未主君乃威權を奪ひしに已けておがね
 通ひわれ徳川氏とも同ト事徳川家の先祖家康公
 不征夷大將軍の官職に授け給ひしに
 國を自由しすを官職に授けたまひぬ
 此ゆゑ今迄の公方様といふものハ天子様の
 法政事を勢不乗ト採取せし俗ハ猫をてゐる
 社を穿ししふ事誠不濡ぬ事と云ふは天子様の
 為不正義を唱へる人等の段々多くあり公方様もたまふ

なくならしめられたる終不慶應四年の秋法政事を天
 子様へ還し奉りしに
 時代の畠山だ乃千葉だのよりハ丁度今乃大庄屋位
 乃このより於此れが軍功より官位を得あふひを諸
 國の守護地頭だ乃とも盗賊などの防をせし役を
 掌りしに段々天子様の法威光りたる事
 子様へ納むべき年貢を横取し又横著をせしめ
 居たおとすおがねを多し其の後徳仁の頃ハ天下大乱
 ありかやうなる悪事をししに誰一人とがむるもの

かくいふもの強^{つよ}い者^{もの}ありゆゑ幾^{いく}等^{ちう}ても腕^{うで}次第^{たひだり}切^きり
 己^{おの}が領分^{りやうぶん}と一^{いつ}たふおとあそびおれ今^{いま}乃^な大名^{たみなり}のをもて免^{めん}
 らざればおれゆゑ矢^や張^{ちやう}天子^{てんし}様の^{よう}國土^{こくど}を横^{よこ}取^とり私^し
 小^こ領分^{りやうぶん}を一^{いつ}つあたるおとあそび今日^{けふ}公方^{こうほう}様の^{よう}法政^{ほふせい}事を
 天子^{てんし}様^{よう}へ還^{かへ}せを大名^{たみなり}乃^な持^もつて國^{くに}本^{ほん}を天子^{てんし}様^{よう}へ還^{かへ}すを
 當然^{たうぜん}のおもておそは是^{これ}追^お盗^と物^{ぶつ}を去^さる^る乃^な持^もつて
 たが一旦^{いつたん}悟^{さと}り見^みせは過^{あやまち}を改^{あらため}る^る乃^な憚^{おそ}る^るおとあせられ
 の持^も主^{しゆ}へ思^{おも}ひ固^{かた}より不^ふ義^ぎを免^{めん}られる大^{だい}善^{ぜん}行^{かう}でも
 ぶおとあそび本^{ほん}筋^{ぢん}の理^り合^{あひ}は右^{みぎ}法^{ほふ}儀^ぎを通^{とお}りたが又^{また}封^{ほう}建^{けん}

おてハ法^{ほふ}政^{せい}事^じを害^{がい}があるといふおけがござればおれ
 是^{これ}追^お大名^{たみなり}乃^な公方^{こうほう}様の^{よう}真^{まこと}乃^な君^{きみ}のやうお思^{おも}ひ上^{かみ}天子^{てんし}様^{よう}
 以^も正^{ただ}真^{まこと}の王^{おう}君^{きみ}のあつをさすれ居^かおれゆゑ一旦^{いつたん}騷^{さわ}動^{どう}の
 あれ時^{とき}ふる人^{ひと}乃^な心^{こころ}が向^{むか}ふおそ更^{さら}り落^{おち}付^つておれ
 ありません既^{すで}お卯^う乃^な年^{とし}公方^{こうほう}様の^{よう}法政^{ほふせい}事^じ奉^{ほう}還^{かへ}のこ
 まり天子^{てんし}様^{よう}より諸^{しよ}大名^{たみなり}を京^{きやう}都^とへ法^{ほふ}政^{せい}事^じを
 京^{きやう}せー大名^{たみなり}の諱^{なづか}おつたおれおそおれ乃^な徳^{とく}の皆^{みな}病^{びやう}
 小^こ托^{たく}け日^ひ和^わを見^みる居^かおれ乃^な伏^{ふく}見^{けん}の一^{いつ}戦^{せん}右^{みぎ}軍^{ぐん}の勝^{かち}利^り
 ときく狼^{あひて}狽^{さい}乃^なめき我^{われ}おくと上^{あが}京^{きやう}せーとなりナント

されども封建の法政事不害があるといふハトモヨリ
 且つ八十四州乃日本を二百餘ふたひゃくよふもふも大
 名が各々自分々々乃勝をたす政事を行ふハマ
 ても英吉利や亞米利加をも肩を並べり大を出来
 まひ今天子様が八十四州を一つ一一定の法政事を法
 施しなされハ時勢適當の事少く譬へば十萬石
 の大名十と百萬石乃大名一と較ぶれば百萬石乃政
 事行届き武備整ひるなり及びません由り觀見
 封建より郡縣の方が幾等よいれぬ事ておされ

又もう一郡縣のよのやうに證據ハすなり 諸國へ新
 縣が出来り諸國の百姓ハんとり居り外是迄乃
 中々なる法用金や割増年貢杯の苦一もなき誠
 小有難き事とだと喜ん居るでもおされ人の
 されども郡縣乃よき事と成おされ外も
 段々法治り通り天子様の大名を廢し新縣を法置
 たるハ元來法自分所持の物をとり之され
 事少く且當時の法政事乃法趣意よりよの聊法
 自分のは為てるなりを日本乃人民が安樂なり

暮せるやう外國人小馬床小されぬやう日本の國威を
海外へ輝かすやうの有難法思召とり出たることか
此を皆くよく心得る夜分寐るもすれぬやう
なればばかりません

三 舊平

成程只今の法話より大名の層一ふたも縣乃出
来たるも皆天子様が我より為す有難思召
しり事ハよく知り外之係一僕もたまに函知の出
ぬれがたがたおれ先されまて穢多るといふ物ハ

人とりやう平人乃附合の出來ぬ一種別の人洞て
おれを法新以來平民と同様ふたれ又昔一の家
柄扱式といふ物ハリント法用みなく昨日まて穢多よ
人よといはれ平民と話をすれはとも出來ぬ人が今日
ハ制止聲をひけ馬車に乗るおけあるまでも更な
おすひたさぬナントされでる日本乃古風がまるきわ
廢物とさすひ上下乃別がたあるおしとる
ませんうまご公方様の時世ふい法老中若年寄ふ
といふ法役人ハ大名がやれバ動るおとの出來は法

側ハ五千石以上を以ての町奉行ハ三千石高だとの國
 守ハ以て以て格式があれと又思合杯も家柄百姓ハ
 多之も村ノ守合ハ上席小座名杯もて誠不
 威儀正しき大とでぶざれれが今々家柄も格式
 もいぬ物も昨日まじく天祥棒を荷け四文高賣
 をし多人も今日ハ政府乃後役人たといふ威張る
 あるくナントめら下賤も人が治政事をささく誰も
 有難く心服するものハけく高生同格ノ心得なる非
 人ふ馬鹿ふれり腹せぬものもぶざれ外すひき生

ハ矢張公方様乃時代の申す治政事ハ高貴乃人た
 ち不任せおき百姓ハ百姓町人ハ町人穢多ハ穢多
 居るもろが上下乃別平くく講ふよき世との小
 思ひ外
 開成身
 呵呵々々々もろも足下ハ古物も穢多唯人でもこれ
 近の事がよふと思ひたまはれぬ急かゆるやう疑ひか
 ちるもろもろよく考へくあふ人ふきい天道様人
 送へぬ大名たの四目ふく手是かハ本穢多だ

かつ一の目し一の手足が二本とらざるはあひあしり外
 ずひ人間といふ物にこそ两眼四足ふ出来ず居ること
 強を見れば人間の釣合何乃後五位ても權を漸く八兵衛
 ても同等あり下りてまぢぢとらざる釣合の同等を
 ちよといもとらざる天道様乃法思召とされ人を人間の權
 利と外權利とハ自分の心身軀を自由中一我身軀
 乃安穩と謀り自分の所持の物を自由ならずあつたふを
 され權利ハ人ふ害を加へ世間乃為ふ法を犯すとす
 へちけまぢとトニト人ふ妨げられるとす皆同一に

小天道様より頂戴し居る物にまぢぢされハ華族
 ても餼やあふを賣る人てもまぢぢ權利を達するを
 同ト事と華族の命も餼やあふ乃命も命乃
 重きまはら同族華族百萬兩乃金も餼やあふ四文
 の錢も已が物とすこれを守り心と同族てあぢぢす
 まる人間の有様と物にまぢぢあぢぢすはる貴賤
 貧富家柄様式の類もくあぢ中ハ華族もあり士
 族も何り豪家もあり貧乏人も何り外されどあれハ天
 道様も命せむ事ていぢく人間仲守乃私一の

定めあり唯人間世界の有様なりと云ふのでござれども
これ有様なり貴賤貧富乃ち別が出来たるは此大本
を穿鑿すれば大抵此人の氣量に由るものと云ふその
次第ハ云々云々分明にござれ古き言葉云々人學を
がれば智を以て智を以てものハ愚人なりといひされば
賢人と愚人との別を學ぶと學ぶがふと云ふ由り出
来たるものでござれ又世の中ハ云々云々仕事ハ何
れやすき仕事もござれ云々云々仕事をする者も身
者を身分重き人と云ふけやすき仕事をする者も身

輕き人といふ總て心を用ひ心配する仕事ハ云々云々それゆゑ
學者政府乃役人又ハ大商人奉公人を夥多召使ふ大
百姓などハ身分重くハ貴き者てござれ貴けし
ハおのづから此れ家も富く下り者より見むハ及ぬ
やうなれども此れ本を尋ねば唯此れ人ハ學問乃力
が何と云々云々由り此れ相違が出来たる乃ち天
より定つたる約束にてあるやうせん諺に天ハ富貴を
人の與へずしとされを此れ人の傷ハ與へふと云ふ
されハ人の生れしを云々云々小貴賤貧富の云々別ハ云々

志平仲之世



とふく唯生れとて後乃勤小由多き事とるにけぶお
 ぎれ又家柄や格式の事を彼是論ト云き終りて
 既り前ふも大名乃そいぬ成法活きた通りふれ人ハ時
 勢と先祖乃内蔭とふ依く人の尊敬もろけ高貴乃身
 分ともなひそり居たふとふく時勢の變遷をれそ
 當時活用するも據あがりませんすてふ昔一の名家
 の子孫今ハ民間ハ零落く居る然が沢山あがり外すこ
 是下の法論でハ公方様乃以役人ハ大名旗本の携
 く家柄格式を以てせれ跡役を受継ごさし或よきや

予思く居らるるが此事ハ官を世ふすらうと色く弊
 害の何事だも和漢とも物識ハひくも事
 ておぎれせれ予就く馬床げたを「ハむ」法
 老中を勤て居る大名が登城をすれ折柄大子乃近
 邊ゆく米屋の話を圖駕籠の内より少付一ハ此頃ハ
 米の相場上物ゆ大抵兩ハ六斗五升ておぎれと
 と耳挿と詰所ふより同列ハ向ひく諸君當時乃
 米お場を法存一あやと問ひ一ハ一同志ハと答へ
 かハ志つり顔あくさお頃ハ兩ハ六斗五升い一升

とやされりる事一人聞て西と幾兩の事ぞといひ
 一おはせれ西が百あふれ一多あるひ八十兩百兩千兩杯
 と何てどもちき譯義ふ及びふりといふまことのぶがね
 是迄かゝ下情ふ疎き人ぐ寄合政事をささるゆゑ
 下ら乃難淡志まう一たハ無理ハさる外まひそれゆゑ
 公方様乃政事とらふものハ古來仕来りより外新規
 一いお程百姓丁人の為ふなるふらありても許すま
 となく唯古來の帳面のを何らありまらで傀儡
 り政事をすねやうふといを也る因循姑息の仕方正真

の政事てハおまをさせんせれとせ慢小暴威の振ひ
 法用たより法免たよりいふ文字を内出た石ても材木
 ても人間より貴くなり又武士ふハ切捨法免杯より
 法がありまら百姓丁人を切殺しあまふぬより事らば
 ざるナントお進でハ百姓丁人乃命ハ己の物てハな
 く武士乃借物同振まら理ふ情たまてをおきうんり
 ちれ畢竟人の有振のを知りて權利といふ事ハ氣
 り附ぬやまふり世乃人ハ真乃學問をいへ人かな
 おつた志る一おと思ふ外當時ハ政府でまふ眼が

附せんで天乃道理より従ひ人乃釣合の同等か
 りと云はれを百姓丁人にもおなじくはなす事よ
 第一小機多乃祿を廢し舊來乃家柄格式を
 法用するや百姓町人より苗字乗馬をゆるし誰で
 も己の勉強次第少くいか程面白くも出来い
 るど貴き身分もなれるよしナントありがうき仁政
 てハおなじくせんり昔一西洋の國杯でも矢張公
 方様乃時代の振ゆる暴政を治たおとが有るそふ
 だり百姓丁人が段々開くより従ひたれ法ハ理不

情て居るお政事ハ筋違だと下より議論を起し
 政府へ迫り改正を請ひ小政府より訴通り改
 正しよりハ自分の為ふ不都合ゆゑ暴威を以て無理
 子押伏んとし百姓丁人ハ承服せし終小政府と百
 姓丁人との間ハ不和を生じ政府を押し倒せし例が度々
 あると此事よりおが振ゆるを今迄日本の百姓丁人を
 自分の大切なる権利を暴威乃為り押し伏られ慢慥
 とし夢中おなり居た所が法一新以來おは權利
 の同一おなりやと云はれ上よりよく法世話をせしけ

ハ實ニ萬民乃幸福多く勿躰なき事ありありありきことハ
ガガク人々も今乃は役人乃事を彼是論ト云ふれ
ガ奉政府よりものハ日本の政府より日本國中の人
の政府ガガガガガガガ日本國中乃人が日本國中
乃知惠のある人をより出ー我れ役人あやや辱き
當然乃理ガガガガガガガ身分の貴賤を備へん學問
才識ある人の政府の上へ採採用ふなるハ理の當然
ありまれば大名や旗本が天下乃役義を家乃株
のやう小志と居たり第達の第一よりお徳ありと云

ガガガガガガガガガガガ今日の百姓丁人の元の百
姓丁人と違ひ政府乃法蔭ふと稍々自分乃持
前の權利を伸きまて得且己の勉強次第をい
か不や面白樂しとていかに貴き身分ありと
なれる日けをせば我れ身分を顧み我身分を重
きものと思ひより我れふも卑劣の所業をせぬい
や名獨立不羈と云己一家の活半ハ己一身の力ハ
よつてり立派ハ云やうふす辱しきやれハ世の中
懼る辱きものハ理合と政府の法則のよふ外ハ

頭をさげ奉り、そのいぢりおとくおぎれ

三 舊平

足下の講釋、今度の家柄格式杯を法用ゐるべきは、
百姓丁人乃權利を伸すため乃法上の所りぢうき思
召だといふ事、よくマかり外にされしはまごそのらんま
とのおぎれそれいぢり今度の徴兵の法規
則ておぎれ今度の法規則より、天下一般百姓町人
小至るまご歳二十、満世を皆籤引おと兵士ふな
らおけし、ぢうぬしおとまごおぎれおふも是迄戦争

乃、備ふい武士といふものあり、あつ平常何乃役もせう
大祿を頂戴し百姓丁人の上り位し威張て居る
あしでいおぎれおせんりまご百姓丁人も平常武士ふ
向ひし路を避け席を譲り低頭平身し貴君乃
法無理尤と尊敬する、畢竟騷動があつてもこの
人等の法蔭おと我ら乃身躰へ迷惑があつぬ
おと思ふおとあつたおれ、今更百姓丁人を引
上銃砲を擔ひせまごで狐付乃行列しちやう乃事
をさせおとあまるといふ無理な法規則ていおぎれ

事せん 且百姓の耕作職人の仕事商人の高
賣と各々定つたる家業があれは是れ余斗も仕
事な構居るまゝが出来ませんと無理な事
見たれはとく平常に此事を家業にして居る
人乃やうほうまゝの事外に其の事公方様乃時
代なる武士や大禄をあへ騒乱の用も備へるに
ておきおかれを今更なれ等の役を百姓町人
せむ肝心乃武士はいぬ物あり其れ人たちの職
分がまゝにまゝいふくれば頃氣を附く見事な武士乃

鬼だといふ大小の佩とあつて人々を中より成
行きたれは實に西洋人の妖惑されたところと
思ひ外元來日本の刀と物に彼奴等乃國の鉄
砲や火薬がちひい世畧一番だといふ位乃物だから日
本人がそれを恒に腰に佩居るに彼奴等が心を
落附け日本の土地を何多く取つて出来ぬやと
内役人方を妖惑して其の帯せぬやうにさせ勝手
ふ日本の様子を見透して終つて日本國を乗取
しつて計畧を思ひ外れを治上でもしつて風

が吹かるとは顔付もよくは知人なきぬしらふの要り切
 嵩よとてどもおききをもせん、自分たちいかに龍絡子
 陥る居るもの百姓丁人乃鋤鋤筆盤より不持
 ましとてなき、その年、鉄砲を擔せ小隊進めた人し
 たしとて何の益も立ものうたれより眉毛へ唾てもつけ
 自分たち乃妖惑され居るのをよく氣の附やうふ
 するのが第一乃上分別のと思ひ外
 開次郎
 いや足下乃不狸窟、滅ぬ自ら付らぬやう思ひ外

りたつもの今法話乃理合の一寸おまのりなりぬき法
 尤千萬ちれぬ、段々もつかりき次第があるまとして
 され前より法話を通りもと大名といふもの出来た
 保元以来乱世うつき段々天子様乃法威光り薄くる
 たふよを諸國の守護地頭拓ふもの我儘自在
 天子様乃法年貢を横取わし居るより一應仁
 以来、強ひ者勝ふより已乃腕次第擅り諸國を切取
 りやれ甲斐の武田だとの越後の上杉たし、或は中
 國乃尼子毛利九州の大友島津四國の長曾加藤乃

属皆私天子様の物を掠りて猫もて居るものて
おぼやかしさればおれり附従ふ家来乃武士はも
著者乃餘流ゆく今日までおん人の氣も附は不正
飯を食ふ居るおととておぼやかし今日もおよん
此等乃理合り判然と明ふなり大名の領知ハ不正
お物とりハ議論より遂ふ藩籍奉還とて皆悉くそ
の領知を天子様へ法還ししとておぼやかし大名が
お還ししとせはそれ家来の武士も知行を天子様へ
法還ししとておぼやかしが當然の理をいふ今急ふおれ知行

を引上りておぼやかしハ大勢の人ハ饑餓お入難法する
おぼやかし此天子様乃厚き法仁恵より別小士族とい
ふ名目を下し相當の法扶持を下されおぼやかし
されハ今日乃士族ハ昔の武士とておぼやかし軍役
の為り設置する事ハおぼやかし唯おれ活斗を法救助
おぼやかし為小法救助を下されおぼやかしおぼやかしハ名ハ
百姓丁人の上お位されども畢竟百姓丁人乃寄食人
ておぼやかし足下ハ是きて乃武士を大なる役お立
た物のやうおぼやかしおぼやかしおぼやかし
おぼやかしおぼやかしおぼやかしおぼやかし

焼豆腐の方がもうましごとと思ひ外何故人間が
 焼豆腐より劣るよりよふ焼豆腐の軍兵時兵當の業
 物小ぢう腹うふこれ用をせし外武士ハそれ程の
 用ふ多き人此れ例ハ既ふ五年亞米利加人のまじりめ
 り渡来しなれども鎧を存持り者ハ千人の中ふ一人
 位の才とあつて皆ハ戦争どち終り顔色も氣色も
 己人間乃有極ハ此のたより外まじり此れ後大和や
 野の騷動の時も大名乃家来より穽人や百姓乃
 方々も強かりし事ナントあれども平常大禄を

賞ひ軍を商賣し居る人といふはませうか實ふ
 無益な物でござり外又世乃人がよく言ふ徳
 川家の時代より勤王といふは戦唱り今日あつて
 出度時世希一人ハ大抵武士あつて是を以て見れ
 ハ武士乃功ハ大功だといひ外り此れハ思ひ違ひ
 此れ人等の了簡をあらぬやういふのでござり
 勤王を唱へた人等ハ已等乃身分食禄ハ不正なる
 のだといふと後よりいふを日本乃真正の法主君なる
 天子様をせり何れハ此等の慶置を正くせり人々

心組こころぐみあつゝ心配こころをくわ苦勞くるわういふたるあつていふた
 されハ世の中乃蠅武士の飯を食ひまゝまゝこゝろをぬ
 と扶持米ふちまいふさびり付つ居るゐよめとい雲と土つちもどち
 がふさそさおがれれ先武士の身分身分乃不正せいぜいなるなりけ
 と役やくふたぬぬけけてておがれれささ四民を論ろんせん皆二十
 歳さいふれれバ籤引くじひきああ兵士へいし平へいちちといいけけハもも日
 本國にほんこくといい天子様てんしやう法ほふ一人ひとりままるる西せい日本國にほんこくといいてハ
 おがれれぬ日本にほんふふ四千萬よんせんまん乃人間にんげんが住居すまひするするや日本國にほんこくと
 いいふふけけおおくく外國がいこくより日本にほんへへ耻辱ちとくをああつつおおたたとのあ

せハ天子様てんしやう法ほふ一人ひとり乃耻辱ちとくてハおがれれぬ日本國にほんこく中ちゆう乃
 耻辱ちとくておがれれ譬たとへハ二ふた年ねん以前いぜん普魯西プロイッスと佛蘭
 西フランスと戦争せんそうををしし佛蘭西フランスが負またたああののおがれれままるる
 すれば我われををドドめ佛人フランスじんを見みれば何なにれハ負またた國くにの
 弱虫よわむしだだとああぢぢとと普人プロイッスじんを見みせば勝かちと負ひたの人ひとだだと強つよ
 く思おもふふおおもも今見いまみるる人ひとが戦争せんそうををしし勝敗しょうばいを定また
 人ひとてハおがれれともおがれれづづららまま思おもふふハハたたまま榮辱えいじやく
 のお此國人ここのくにじん乃かかままおおけけてておがれれされれバ日本にほんの
 為ため日本國中にほんこくにちゆう乃人ひとが力ちからを出いだだしし外國がいこくより馬うま床とこより

されぬやう守護すれハ人乃為ためでらおぎぬ皆自みま
 分ぶんるく乃の耻辱ちじゆを受ぬうめめぬく銘めいくく乃の職しやくをててて
 留とどめめずは是これ迄までのの武士ぶしハ農工商のうこうこうのの三民さんみんを治をさめるとしよと
 其その治ちめめるる慢まん不ふ威ゐ張ちやう百姓ひやくしやう丁人ていじんを取と扱あつかふと目め乃の下したの
 衆人しゆじんの如ごとくおぢぢすま百姓ひやくしやう丁人ていじんハ由縁よしゆゑもなきし武士ぶしハ
 平身へいしん抵頭ていとうして貴君ききん乃の出無でむ理り法はふ尤なとし例れい居い外がいの
 ナントナント此時代このときハ足下あしもともも武士ぶしハ無理むりななのだだと思おもハ
 是これを乃の百姓ひやくしやう丁人ていじん乃の武士ぶしを尊敬そんけいするをけ
 ハ百姓ひやくしやう丁人ていじんの身分しんぶんを守護しゆごしててくれるゆゆゑゑてておおぎぎれ

おれがおれがそれ職分しやくぶんを疎そふは唯法外ただはふ不ふ威張ゐちやうするの之
 居いるは却かへて百姓ひやくしやう丁人ていじんの害がいをなすは理りもも實じつにに厄
 取物とりものをおぎぎすませんらささ段だん々々法はふ詔しよ通とりは法はふ一
 新しん以い来らい武士ぶし乃の權威けんゐいをそぎぎ四民しにん同どう等とう不ふ法はふ取と扱あつかな
 ささるはかかハままま國くに乃の為ため四民しにん同どう等とう不ふ力ちからを盡つすはねハ
 たり外がいまましし士し華族くわしやくより平民へいみんああままで二十歳にじふさい
 ちちれハ兵士へいしああまますす日ひけてておおぎぎれれ且かつ此これ事ことハ今いま新しんに
 ちちどまつつたたままをおぎぎすまぬむらら天子てんし様さまが法政はふせい
 事ことをなすはれれ時とき分ぶんハ矢張やちやう今いまとと同どう故ゆゑもも男子なんし二十

歳ふぢれハ丁壯より兵士の部ふ入り軍團とて
國ふ屯居ガあり一年ふ幾夜よりおぼろけありあ
つまり調練乃舊古をやり又上番と唱へ順番ふ
京都へ上り天子様守護乃兵士となり或ハ防人と
九おへ至り外國の防禦をす杯恰も今乃法
規則と同ト事ておきおき足下ハおれ頃人の帯
刀せぬまら然苦勞ふ思ハ是西洋人ハ妖惑され
居る杯ハハハ沙汰のおきり腹がよどまらやうふ
思ハ是外むのハ刀乃双五寸以上の物を持とおき

小討を受るとは事ハ延喜の彈正式とら書籍不
見えきたそれゆゑ右大臣左大臣杯とら重き官
負ふも天子様の法許がやう是ハ劔を佩く法所
へ昇るあしをできません唯前ハ法話した軍團の兵
士ハ始終刀をきり居たあし見え杯おれが乱世
乃時代ふハ一本守ふて不足もて右守もたの大太
刀だのしりふも三本も四本もきりたあしでおきおそ
乃風習が今の世ふ遺る武士ハおをる刀を佩く
のやう思は居る外さく今の法時居てハ刀ハ真ふ

贅物ちゆうぶつておぢれさせとよ刀やと頼たのみられ大和魂たまとま
 た杯さかづきと威張いぢる居ゐる人ひとの身躰みん不た鬼まのちくしと刀やが
 魂たま由よし若わかし刀やがけられ身躰みんの空虚あきかも何なにの用もち
 小こも立た外がいの且かつ物ものをぬ人ひとの刀やを佩ひくも却かへり
 疎暴そぼうの存業ぞんぎふ不及おとひ已おる身みのこか人ひとの追速おそ惑まどを
 小この代しろに成なり仕出来しでいものておぢれさく刀やを廢やめさ
 せと西洋せいやう人ひとの日本にっぽんを乗取のりとる較斗かくとが仇あいといあ
 まり行過ゆきすぎ大考おほへでおぢれ外圍がいと法交際ほふを
 小この遠條約とんじやくといものか何なにも交際かうさいり法ほふといものうた

ぢれおれお急理きうりり為なるはたさへ亞弗利加あふりかり黑奴くろんぼ
 小こも倭入わいり道みちのため小この世界せかいが一團いっならず攻せめり来き
 たわさしと懼おそる、それておぢれぬおれおを一本いっ本ぼんお
 乃な刀やを頼たのみし居ゐる時節ときせふでなく日本國中にっぽんの中なかの人ひと
 のあつらんかぎりハ力ちからを盡つくし國くにの威光いこうを落おささ
 るが真ま乃な大和魂たまとまておぢれ何なにも法ほふ方の法活ほふ日本にっぽん
 人が刀やを頼たのみし居ゐるやうなら了簡りょうかんおしはとくこ
 日本にっぽんの威光いこうを萬國ばんこくへ輝かがすそれけふハ也やのぬし實じつふ
 法ほふ尤なほも法言葉ほふごんと思おもひ外がいされバ皆みなも法上ほふじやうのあつらん

たき法趣意を知らず國乃たの身の多め兵士と有りて
外國の侮を防ぐに實に日本不事なる人乃當
然乃職分ておがれ

四 舊平

成程段々との法話あり是迄の疑念ハ大方とけり
たすもわらわら僕ハまじ承知が出来ぬまじのおがれそ
是下乃法話ハ天子様の法直ハ法政事をなす
皆ハ一ハも法自分乃榮耀榮名をたのむまじ皆民
百姓乃安樂ハ世涉りの出来ぬまじおがれまじた

いひなきなりきと法一新以來なんでもわやなり諸
運上乃穿議をなされ屁を放たまじで運上をあた
まじきおナトあれでハ民百姓安樂の爲ハ法政事
成りきおハまをきせ升まひそきゆ急下ハ一口をわらわ
もあれ頃天子様ハ喘息を法累ひなきま何故といふ
頻ハ祝ことあつちやる杯と悪口をわらわ居り昇殊ハ何
先生乃法話ハ仁政を行ハ税徴を薄くすおがれ
ありといふまじなんでも運上を軽くすまのが第一乃仁政
だと聞きたらおがれお引ハ當時を政府の法役

人が蚤取眼をく運上をくくくと穿鑿く居
らき外既子公方様乃頃ふハ百姓乃諸年貢の外
ハ運上といふものハさぶるませんおれが當時ハ町
地面家作ハ勿論芝居寄場貸生敷娼妓藝妓ふ至
るまで運上を由取まきおされバまハ職人の
仕事ハ付くも商人の商高ハ付くも運上を由取ま
きさぶるは治ふと思ひ外ナントおれでハせん不天
子様ハ清自分乃百姓町人の物を取上るおとだと
くあままり酷てハおがらんうそれゆえ下く乃そのか

帰服せしむるやもすれハ天子様のまじ成るく
いふもハ徳川家乃まきを譽もやれおとてさう
是も天子様う欲をりつとく民百姓ハ仁政を施さ
ぬゆえのと思ひ外

開次郎

アバくくく足下ハよく不理智を法考へあささ
しめて實不感心も困り者もまをさしませうこれ
さか平常偏屈お人の話の聞馴く居るさうか
らのまじさく連も僕乃ハ事ハ清胸ハ落外サハ

されどかく法話を仕掛たるのふはまき一僕も愚
 論も述べられはかりません。だか保一何時も
 べらくと志やぶりつり居てハ看客諸君が
 法退屈なすつる事開次郎と云ふ奴ハ名前も似合
 ぬ間け^お野郎^やだ^おと法叱り^おり^おた^おれて^おあ^おが^おう^おけ^おう^おの^おう^お
 ま^おけ^お此^お辺^おで^お一^お服^おや^おら^おか^おき^おあ^おら^おハ^お下^おの^お卷^お乃^お亦^お一^おこ
 不^おい^お〜^お〜^おま^おせ^お〜^お

開化問答卷上終



